

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和31年1月13日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については5,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年3月10日から同年9月1日まで  
② 昭和30年1月13日から31年1月13日まで

昭和28年3月、高校を卒業してすぐにA社に入社し、31年1月まで勤務したのに厚生年金保険の被保険者記録では、28年9月1日に資格を取得し、30年1月13日に資格を喪失したことになっている。

調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②については、A社における同僚の供述等から、申立人が昭和31年1月まで当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和30年1月13日に資格喪失したとされているにもかかわらず、同年10月からの標準報酬等級が記載されており、この定時決定の記録を前提にすると、申立人は同年8月1日時点では同社に勤務していたことが推認され、申立人が同年1月13日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、当該記録について社会保険事務局に照会したところ、「健康保険厚生年金保険被保険者名簿に昭和30年10月の標準報酬等級が記載されていることから、同年8月1日においては、当該事業所の被保険者であったと推認されるが、資格喪失欄に30年1月13日の記載があり、矛盾することについては不明である。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和31年1月13日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、5,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①については、A社が厚生年金保険適用事業所となったのは昭和28年9月1日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、申立人及び同僚についても同日付で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

また、A社は、申立期間当時の人事記録等関連資料は保管していないとしており、当時の同僚からも申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年3月まで

私は、昭和47年4月から51年3月までの期間は大学院生であったが、49年11月に結婚し、A都道府県B市区町村からC市区町村に転居した。その際、妻と一緒にC市区町村D出張所に出向き、国民年金への加入手続を行い、妻が自分の分と一緒に私の国民年金保険料を納付したはずであるが、私の年金記録が無い。一緒に手続をして納めたので、記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続を妻と一緒に行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金加入手続に係る記憶は不鮮明である上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする妻の保険料納付に係る記憶も不鮮明であることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の記録上、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しが行われた形跡は無く、申立期間は未加入期間（任意加入対象期間）である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から57年3月まで

私は、昭和46年4月、厚生年金保険証書を持って旧A市区町村B支所に出向き、国民年金への加入手続を行った。保険料は、毎年4月に1年分をまとめて同支所で納付していた。未納とされている11年のうち、8、9回は確定申告を行っているので、もし国民年金保険料を支払っていなければ、確定申告書の「社会保険料控除額」欄が0になってしまうので、記憶に残っているはずである。また、納付を証明してくれるはずの保険料納付記録が記載された役所の台帳も既に廃棄されており、納得がわからない。国民年金保険料を支払っていたのは確かなので、調査の上記録を訂正してほしい

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年4月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間である上、旧A市区町村において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和46年4月に厚生年金保険証書を持って旧A市区町村B支所に出向き国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、このことを前提とすれば、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、46年4月1日となるべきところ、当初、20歳到達時点である45年\*月\*日と記録されていたことから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案427

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から47年9月まで

昭和43年3月に結婚した際、母親が妻の分と一緒に国民年金への加入手続をし、引き続き保険料を納付してくれていた。納付組織の担当者が毎月自宅に集金に来ていたと記憶している。申立期間について記録がないのは納付ができないので納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の母親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年4月以降に払い出されたものと推認され、この時点で、44年12月以前の期間は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は、毎月自宅に来た集金人に保険料を納付していたと説明するなど、特例納付及び過年度納付により申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から53年3月まで  
時期については、はっきり覚えていないが、妻が夫婦二人分に係る過去の未納保険料を過年度納付及び特例納付した。納付金額は、夫婦合わせて70万円強であったと思う。その後、未納期間無く保険料を納付し、国民年金加入期間について、合計25年(300か月)分保険料を納付した。きちんと納付したにもかかわらず、未納期間が存在していることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫婦二人分の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付した金額は、70万円強であった。」と供述しているが、当該金額は、夫婦二人について、記録上、昭和55年6月に、過年度納付及び特例納付されている期間に係る保険料額(72万720円)とおおむね一致している上、過年度納付並びに申立期間及び特例納付の記録のある期間をすべて特例納付した場合に必要な金額(177万6,720円)と大きく相違している。

また、申立人は、「国民年金加入期間について、合計25年(300か月)分国民年金保険料を納付した。25年より多く納付できることは知らなかった。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録及びA市区町村が保管する年金台帳によれば、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を合計25年(300か月)分納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から53年3月まで  
時期については、はっきり覚えていないが、私が夫婦二人分に係る過去の未納保険料を過年度納付及び特例納付した。納付金額は、夫婦合わせて70万円強であったと思う。その後、未納期間無く保険料を納付し、国民年金加入期間について、合計25年(300か月)分保険料を納付した。きちんと納付したにもかかわらず、未納期間が存在していることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫婦二人分の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付した金額は、70万円強であった。」と供述しているが、当該金額は、夫婦二人について、記録上、昭和55年6月に、過年度納付及び特例納付されている期間に係る保険料額(72万720円)とおおむね一致している上、過年度納付並びに申立期間及び特例納付の記録のある期間をすべて特例納付した場合に必要な金額(177万6,720円)と大きく相違している。

また、申立人は、「国民年金加入期間について、合計25年(300か月)分国民年金保険料を納付した。25年より多く納付できることは知らなかった。」と供述しているところ、社会保険庁のオンライン記録及びA市区町村が保管する年金台帳によれば、申立人は、国民年金加入期間について、国民年金保険料を合計25年(300か月)分納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

昭和44年に結婚した後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、以後の保険料についても妻が納付していた。

ある時、妻が役場窓口で、「配偶者が厚生年金に加入している人は、国民年金に加入しなくてもよい（強制加入ではない。）」との話を聞き、当時は妻が厚生年金であったので、その場で私の国民年金の加入を辞める手続を行った。

このため、申立期間の保険料は当初納付していなかったと思うが、その後しばらくして役場窓口で、妻が私の国民年金の再加入手続を行い、その際、申立期間についての保険料の納付書を作ってもらい、妻が郵便局で2、3回に分けて納付した。

記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和57年4月1日付けで国民年金被保険者資格（任意加入）を喪失した後、61年4月1日付けで、同資格（強制加入）を再取得していることが確認できるが、申立期間については任意の未加入期間となるため、申立人が、同資格を再取得した61年4月時点では、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市区町村が保管する同名簿によれば、申立人は、申立期間直後の昭和61年4月から同年6月分の保険料を62年5月にさかのぼって過年度納付するとともに、61年7月から62年3月までの保険料を63年1月に過年度納付しているなど、これらの記憶をもって申立期間の保険料を納付したものと誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案253

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月から29年1月まで

私は、昭和28年3月に高校を卒業し、同年10月ころA社（現在はB社）に入社した。用度部に配属され、同社の敷地内にあった寄宿舍から通勤していた。

私は、昭和28年12月31日に撮影した忘年会の写真を所持しており、当該時点以前から勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が29年2月21日とされている。

少ない給料で血のにじむような苦勞をした申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された忘年会の写真（昭和28年12月31日撮影）等から、申立人が少なくとも28年12月以前から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚の供述及びこれら同僚の年金記録から、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和28年3月3日から29年2月20日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は無く、欠番も無い。

さらに、申立事業所は、当時の人事記録、給与台帳等を廃棄している上、複数の同僚から事情を聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月ごろから同年12月ごろまで  
私は昭和43年5月ごろ、A社において教育訓練等終了後、A社の経営するB社にガソリンスタンド店員として就職した。所長の名前を記憶しており、勤務していたことは間違いないので厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する当時の同僚等の供述及び事業所が保管する資料等により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社の厚生年金保険新規適用年月日は、昭和45年3月9日であることから、申立期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立期間当時にB社に勤務していた同僚3人については、いずれも当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、事情聴取することができた同僚2人は「昭和43年ごろはB社には厚生年金は無かった。」と供述している。

また、親会社であるA社について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に係る資格取得者に申立人の氏名は無く欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月から20年8月まで

私は、中学を卒業して洋裁学校、タイピスト学校で学んだ後、昭和17年6月にA社に就職した。

その後、昭和20年3月、7月の空襲により事務所、工場が焼失したため、同年7月25日にB都道府県の実家に帰省し休暇を取っていたところ、終戦、解雇となった。

資料等はないが、A社で勤務していたのは確かであり、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主及び同僚の氏名、業務内容等を明確に記憶していることから、申立人がA社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録において、事業主が社員を厚生年金保険の被保険者として届出等を行った事実は確認できない上、当時の事業主や申立人が記憶している同僚は既に死亡し、その他の同僚の所在等も確認できず当時の状況が不明であることなど、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる資料や供述は得られない。

また、女子への厚生年金保険の適用は昭和19年10月1日以降のことであり、申立期間のうち、17年6月から19年9月までの期間については、申立人に厚生年金保険は適用されない。

このほか、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。